成功報酬型　業務委託契約書

○○（以下「甲」という。）と××（以下「乙」という。）は、本日、以下の通り委任契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条

甲は、乙に対し、○○に関する●●業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

2　本件業務は、乙が○○につき△△を達成することで完了する。

3　甲は、乙の求めに応じて、本件業務遂行に必要な書類や情報の提供を行う。

4　本件業務の具体的な内容、達成目標および条件等の詳細は、甲乙協議の下で別途定めるものとする。

第2条

本件業務の契約期間は、本日より令和〇年〇月〇日までとする。ただし、当該期間は甲乙間の協議で合意があった場合に限り延長することができる。

第3条

甲は乙に対し、本件業務にかかる報酬として、以下の金額を支払う。

①　着手金　金〇円

②　報酬金　金○円

2　甲は、前項の①の金額を本契約締結時、および②の金額を本件業務完了後60日以内に、乙に対して直接持参または乙指定の金融機関口座に振り込む形で支払う。

3　本件業務に関して発生した交通費などの実費は、乙の根拠を提示しての請求を条件に、随時甲が支払うものとする。

第4条

乙は、本件業務に関して得られた、個人情報を含む一切の情報につき、本契約の目的の範囲内のみで使用し、甲の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第5条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に再委託してはならない。

第6条

乙は、甲の請求がある時は、口頭または書面にて、遅滞なく本件業務の進捗状況を報告するものとする。

第7条

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

①　乙が、第2条記載の期日までに本件業務を完了できないことが明らかで、かつ完了できないことに対する正当な理由がない時

②　乙が、第6条の報告を○度怠った時

③　その他、乙が本契約の履行に関し、本契約の規定の一に違反し、または不正の行為をした時

第8条

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

①　甲が、乙が請求したにも関わらず、第1条3項の情報や資料の提供を行わない時

②　甲が、第3条3項の費用を、正当な理由なく乙が請求した日より○日経過しても乙に支払わない時

③　その他、甲が本契約の履行に関し、本契約の規定の一に違反し、または不正の行為をした時

第9条

前2条による規定は、損害賠償の請求を妨げるものではない。

第10条

本件業務の継続不能などの理由で本契約が中途解除となった場合、甲は、乙と協議のうえで、乙に支払った報酬金の全部または一部の返還を請求し、または乙の請求に応じて報酬金の一部または全部を支払うものとする。

第11条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第12条

本契約に関する裁判については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通または本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名または電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印